

# 事業案内 (過疎地域へのイノベーション導入事業)

静岡県経営管理部地域振興課

1

## 当該資料の構成・記載ページ

- **本事業の概要・・・3～10**
  - ・事業目的、事業スキーム、対象地域等の説明
- **令和4年度事業の実施予定・・・11**
  - ・令和4年度事業のスケジュール、事業費等の説明
- **島田市川根地区における外部人材の活用に係る公募・・・12～18**
  - ・島田市川根地区で特定地域づくり事業協同組合の設立・運営を支援する人材の提供が可能な事業者の公募に関する説明
- **特定地域づくり事業協同組合制度概要・・・19～24**
  - ・制度概要について、国の説明資料を転載
- **都道府県過疎地域等政策支援員制度概要・・・25、26**
  - ・制度概要について、国の説明資料を転載

2

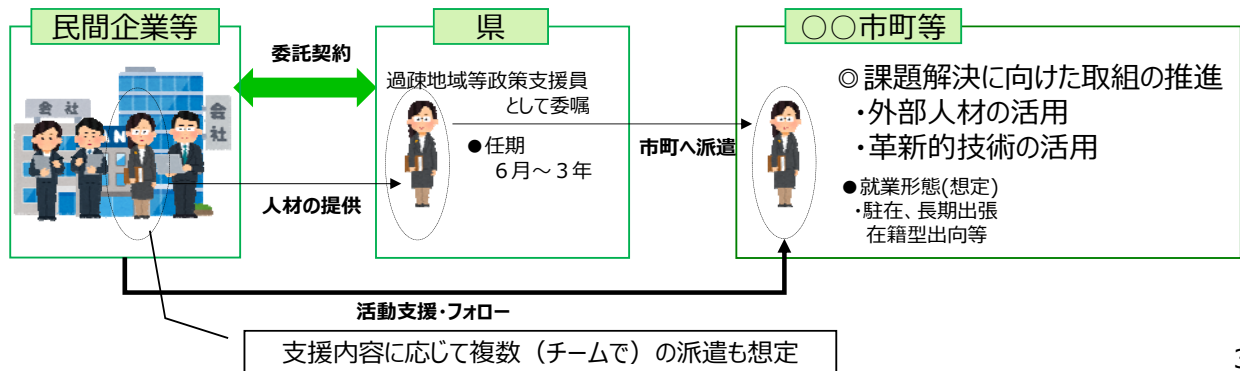
# 本事業の概要①

## ■概要

- ・静岡県には、長期間にわたる急激な人口減少や地理的な条件不利を抱える過疎地域や半島地域があり、産業や集落を維持するための担い手不足や、地域交通や生活サービスの確保など、地域ごとに様々な課題が生じています。
- ・県では、全国的に人口減少が続く中でも、これらの地域の産業振興や地域活性化を図るため、①外部人材の活用や②革新的技術を活用した地域課題の解決を推進するための人材を広く民間企業から募り、「静岡県過疎地域等政策支援員」として、これらの地域を抱える市町等に派遣する「過疎地域へのイノベーション導入事業」を実施することとしました。
- ・本事業は、令和4年度から令和7年度の計画で実施しますが、状況に応じて事業期間が延長となる場合があります。

※①外部人材の活用、②革新的技術の活用のイメージは6～10ページをご覧ください。

## ■事業スキーム（イメージ）



3

# 本事業の概要②

## ■期待する効果

- ・専門人材が不足している地域に、地域ごとに異なる地域課題の解決に必要な知識やノウハウ、ネットワークを有する人材が現地に入り、地域を担う人材と連携することで、地域課題解決に向けた新たな方策が見つかったり、地域課題への取組の推進力となることを期待しています。
- ・また、本事業の趣旨は、過疎地域等の豊かな自然の保護や、地域ごとに特色のある多様な文化や生活を継承しつつ、持続的な発展を支援することです。近年の新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルや経済活動の変化などにより、企業等において、人材に余力が生じているケースがあることから、これらの企業等と人材が不足している地域とをマッチングすることで、参加企業等のビジネスチャンスにつながることを期待しています。
- ・さらに、本事業への参加が、人材を提供する企業等のSDGsや地方創生、CSR等の取組の一助となることを期待しています。

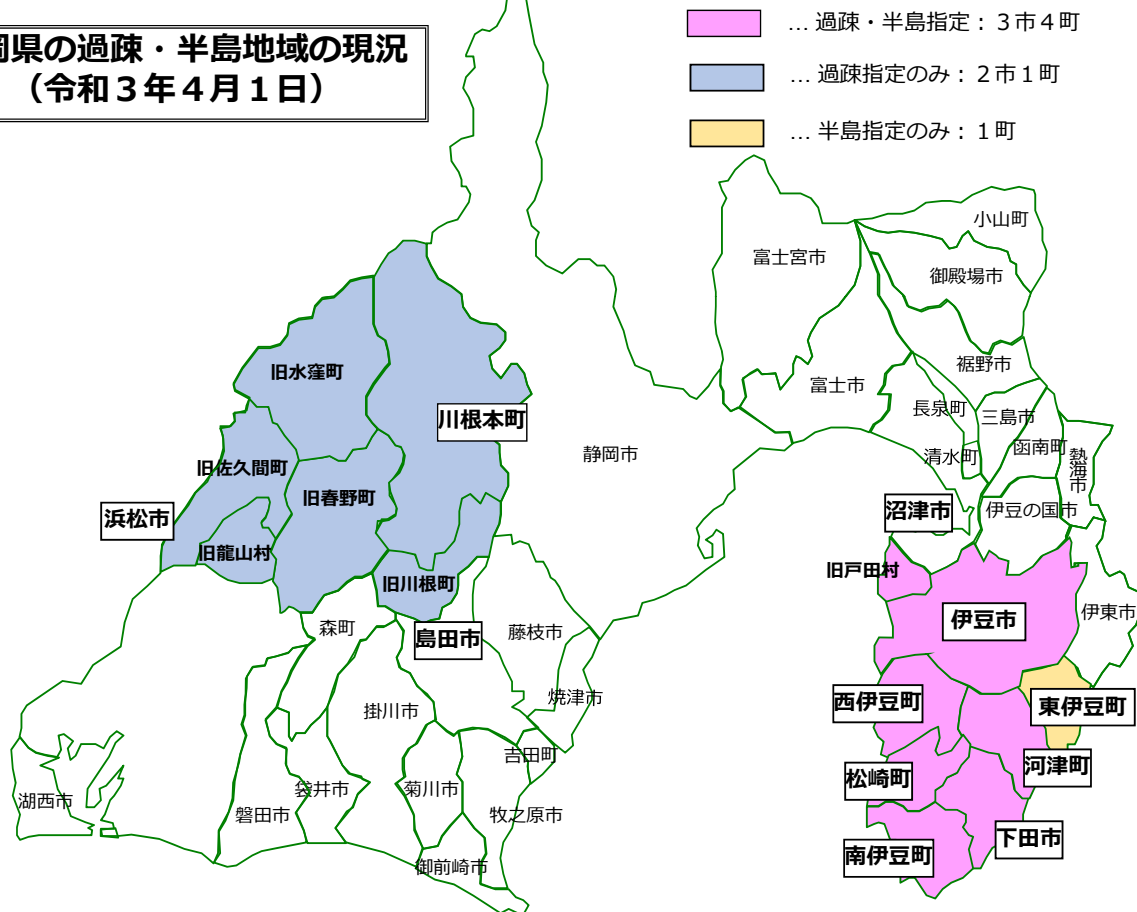
## ◎想定される主なメリット

過疎地域等	参加企業等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域では確保が困難な外部人材の力を活用できる</li> <li>・企業等の人材が有する知識・ノウハウ・ネットワーク等が活用できる</li> <li>・地域と人材を提供する企業等とのつながりができる</li> <li>・新しいビジネス手法を通じた地域課題へのアプローチに繋がるとともに、地域課題の解決策として取り入れることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成に活用できる</li> <li>・一時的な人材の余力が生じている場合、有効な活用につながる</li> <li>・新たなマーケットへの優先的な参入</li> <li>・新たな事業展開等への初期コストの低減（資金負担の一部軽減）</li> </ul>

4

## 本事業の概要③ (条件不利地域：過疎地域及び半島地域)

静岡県の過疎・半島地域の現況  
(令和3年4月1日)



5

## 外部人材の活用とは①

### ■外部人材の活用とは

- ・過疎地域等では、従来、移住定住の促進に取り組んで来ましたが、担い手不足による産業の衰退が働く場の減少につながるなど、悪循環が続いており、移住者に安定的な雇用を提供することが難しく、定住につながらないといった課題を抱えています。
- ・このため、国では、担い手の確保と安定的な職の提供を一体的に図る「特定地域づくり事業協同組合」制度を創設しました。
- ・この制度は、農業や林業、観光産業など、繁忙期には担い手不足となる業種を組み合わせ、年間を通じた安定的な雇用を生み出し、組合が直接雇用した人材を、季節ごとに異なる業種に派遣する、地域限定の労働者派遣を行うことができる制度です。
- ・過疎地域等政策支援員は、制度の理解促進、組合の設立・運営支援、組合で雇用する人材の勧誘など、過疎地域等における制度の活用を推進します。

#### 【特定地域づくり事業協同組合制度の概要】(国ガイドライン)

基本的な仕組みは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
  - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
  - ③特定地域づくり事業(※)を行う場合、
  - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
  - ⑤労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することが可能
  - ⑥また、組合運営費について財政支援を受けることができる
- というものです。

※特定地域づくり事業

- ア 組合が担い手を直接雇用し、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣するための労働者派遣事業
- イ 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施
  - ・移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業 等

6

## 外部人材の活用とは②（特定地域づくり事業協同組合制度）

### ■特定地域づくり事業協同組合制度（国説明資料）

○根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

#### 人口急減地域の課題

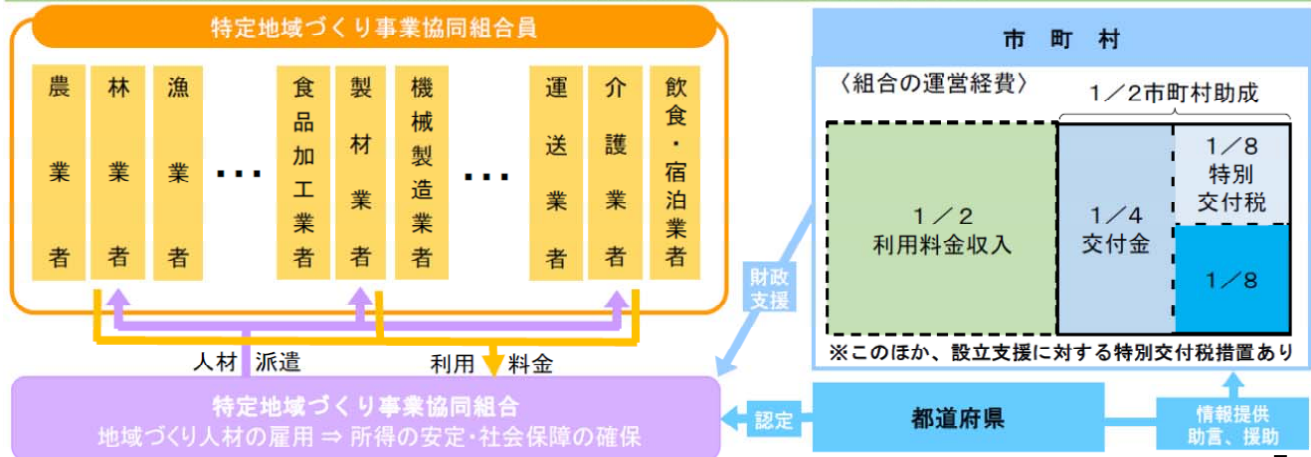
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

#### 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

#### 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



7

## 外部人材の活用とは③（過疎地域等政策支援員の役割）

### ■過疎地域等政策支援員の役割

- ・外部人材の活用における過疎地域等政策支援員の役割は、過疎地域等での制度活用の推進です。
- ・具体的な業務内容は、支援する地域の状況により異なり、概ね、下表のような業務が想定されます。

組合設立のプロセス	地域の状況	業務内容
①地域の事業者等に制度を理解してもらう	担い手不足や定住の課題を抱えているが特定地域づくり事業協同組合制度を知らない	・事業者を対象とした説明会の開催 ・先進地への視察の実施
②地域の事業者から組合設立の意向が示される	一部事業者から制度活用の意向はあるが、設立に向け誰が何をやるべきか明確でない	・組合設立までの工程表の作成、協力者（役場、中央会※等）の確保
③②で意向を示した事業者を核として、年間の雇用を創出できるだけの事業者や、組合の認定に必要な出資者等を集める	・活用意向のある事業者だけでは、年間の雇用を創出できない ・出資金が集まらない ・組合の設立に必要な発起人、理事等が確保できていない	・組合への参加事業者を増やすための説明会の開催、事業者訪問 ・参加事業者等への出資のお願い ・事業者、役場等と調整し、適切な人材の選定、依頼（個別訪問等）
④事業協同組合を設立 ⑤特定地域づくり事業協同組合の認定申請 ⑥労働者派遣事業の届出	・参加事業者、発起人、出資者等の確保ができたが、左記の各種手続きを行うに当たって支援が必要 ・派遣元責任者が確保できない	・定款、事業計画、収支予算等の作成支援 ・所管庁等との協議、書類の提出等の支援 ※④は中央会が所管業務として支援 ・在籍出向等により派遣元責任者に就任
⑦労働者派遣事業開始	・組合員に派遣する担い手が不足 ・組合員の派遣要望と担い手の就業希望にミスマッチが生じている	・地域内外からの担い手確保（リクルート） ・派遣調整、ミスマッチの原因調査、組合員、担い手の育成（研修等）
⑧組合の発展	・組合員や担い手の拡充、より安定的な雇用の確保 ・組合存続に向けた自主財源の確保	・新たな参加事業者や担い手の確保 ・共同事業（協同販売・加工等）の創設

※中央会：中小企業団体中央会

8

# 革新的技術の活用とは①

## ■革新的技術の活用とは

- ・過疎地域や半島地域では、人口減少や地理的な条件不利に起因する様々な地域課題があります。
- ・これらの地域課題の一部は、近年の情報通信技術により、克服可能なものとなってきています。  
(例：過疎地域には学習塾が少ない←オンライン学習塾の普及)
- ・産業の担い手不足においても、ドローンやセンサーを活用したスマート農業等、省力化による課題解決の取り組みも進んでいます。
- ・また、過疎地域等では、市町や地域団体、地域おこし協力隊等の地域人材が、地域課題の解決に向け様々な取組を行っています。
- ・過疎地域等政策支援員は、これらの地域人材と協力し、地域ごとに異なる課題に対し、ドローンやセンサー、AI、IoT等の革新的技術の活用による解決を支援します。

### ◎課題解決に向けた革新的技術の活用例 (参考：過疎懇談会資料)

分野	地域課題	革新的技術活用の方向性
農業	・農業の担い手・労働力確保 ・生産性の向上	・スマート農業の導入による省力化、生産性の向上
交通	・高齢者の交通手段の確保 ・ドライバー不足	・無人自動運転の移動サービスの確保
物流	・物流の確保 ・ドライバー不足	・ドローンによる物流の確保
医療	・医療機関、専門医の不足 ・通院コスト(時間・費用)の高さ	・遠隔診療、遠隔モニタリングによる医療へのアクセス ・遠隔画像診断による専門医へのアクセス
教育	・専門教科の教員配置	・遠隔授業による教育機会の確保

9

# 革新的技術の活用とは② (過疎地域等政策支援員の役割)

## ■過疎地域等政策支援員の役割

- ・革新的技術の活用における過疎地域等政策支援員の役割は、地域課題に取り組む市町、地域団体、地域おこし協力隊等の地域人材に対する革新的技術の活用による課題解決へのアドバイスや、実用化への支援などです。
- ・支援のゴールとしては、地域人材が商業サービス等持続可能な業態で、革新的技術を活用し、地域課題の解決を図るための取り組みを行うことができるようになることです。
- ・革新的技術の活用支援に当たっては、各専門分野の知識が不可欠であることから、異なる専門分野の複数の人材でチームを組んで、支援をすることも想定しています。
- ・具体的な業務内容は、支援する地域人材の取組内容により、様々となりますが、イメージとしては、以下のとおりです。

### ◎支援のプロセス

プロセス	業務内容
①地域人材の活動内容の把握	・地域人材へのヒアリングや活動現場の視察等により、活動内容や活動上の課題を把握
②革新的技術の活用検討	・①で把握した活動内容や課題に対し、活用可能な革新的技術を検討 ※必要な資格取得(例：ドローンパイロット)の支援や商業サービス化等を見据えたコスト等も含めた検討
③革新的技術の活用支援	・地域人材に対し、活用可能な革新的技術のアドバイス ・必要な資格取得の支援(資格の紹介、取得可能な機関の紹介等) ・活用に向けた試行・実証実験等の支援(地域人材と協力して関係者との調整、必要な資材等の確保等を含む) ・試行で判明した課題への対応支援
④実用化の支援	・活動の商業化や起業の支援

10

# 令和4年度事業の実施予定

## ■令和4年度事業の概要

- 令和4年度は下表のとおり、島田市川根地区を中心とした外部人材の活用支援、賀茂地域において革新的技術の活用支援を行います。

区分	対象地域	支援内容
外部人材の活用	島田市川根地区	・設立準備中である特定地域づくり事業協同組合の設立支援及び設立後初期の運営支援（労働者派遣事業の実施）
	上記以外の過疎地域	・特定地域づくり事業協同組合制度の普及・啓発
革新的技術の活用	賀茂地域の過疎市町（下田市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町）	・地域人材への革新的技術の活用支援（地域の状況に応じて10ページの支援プロセスを実施）

## ■事業受託者の募集スケジュール・事業費

- 受託事業者は、企画提案型一般競争入札により、下表のスケジュールで選定する予定です。

項目	外部人材の活用	革新的技術の活用
公告（募集開始～締め切り）	4月下旬～5月中旬	6月～7月頃
受託者の決定	6月上旬	7月頃
契約期間	6月中旬～令和5年3月下旬	7月中下旬～令和5年3月下旬
事業費（契約金額の上限）	11,200千円（税込み）	8,000千円（税込み）

## 島田市川根地区における外部人材の活用に係る公募 （令和4年度過疎地域へのイノベーション導入事業）

## 公募内容①

### ■概要

- ・島田市川根地区において、特定地域づくり事業協同組合の設立及び初期の運営支援を行う人材を提供可能な事業者を募集します。
- ・当該人材は、県が「静岡県過疎地域等政策支援員」に任命します。
- ・求める人材の要件及び主な業務内容は、以下のとおりです。

### ■人材の要件

以下の①、②を満たすことが必須です。

- ① 労働者派遣法36条に規定する派遣元責任者の資格を取得できる者

(例)

- ・3年以上の雇用管理の経験があること（人事又は労務の担当者、事業主、支店長など労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」）
- ・職業安定・労働基準行政、民営職業紹介事業、労働者供給事業のいずれかの従事者として3年以上の経験を有すること など

- ② 居住地

島田市川根地区において設立予定の特定地域づくり事業協同組合と雇用関係を結んだ以降は、当該組合に通勤可能な範囲に居住すること。

なお、以下の知識・経験があることが望ましいです。

○事業の企画・運営

- ・イベントやプロジェクト等の企画・運営
- ・企画書、提案書の作成

○法人管理の知識・経験

- ・予算、決算、事業計画の作成等法人管理業務

13

## 公募内容②

### ■業務内容

- ・業務内容は、大きく2つに区分されます。一つは、島田市川根地区において準備が進んでいる特定地域づくり事業協同組合の設立及び初期の運営支援で、主な業務は下表のとおりです。

※島田市川根地区における組合設立の準備状況等は14～17ページをご覧ください。

- ・もう一つは、過疎地域全体を対象とした制度の普及啓発で、主な業務は、事業者等を対象とした説明会の開催や視察の企画・調整です。

#### ◎島田市川根地区での主な業務内容（設立初期までの想定）

時点	業務内容	補足説明
設立まで	①組合の設立支援 ・理事及び監事の選定支援 ・事業計画、収支予算等の必要書類の作成 ・所管庁との協議、設立総会等の開催、法務局への登記等 ②特定地域づくり事業協同組合の認定申請 ・県への認定申請書類の作成・提出（①の書類がベース） ③労働者派遣事業の届け出 ・労働局への労働者派遣事業の届け出	①の組合設立支援は、任期が始まる段階での状況で、地元事業者等から業務を引き継ぎ、中央会と協力して実施することとなります。
設立後 (初期の段階)	①派遣元責任者に就任 ・講習を受講し、派遣元責任者の資格を取得、就任 ②派遣事業の実施 ・担い手と派遣先となる組合員の要望を聞き、派遣調整を実施 ・ミスマッチが生じた場合の課題の把握、関係者の調整等 ③担い手の育成 ・担い手へのキャリア教育の実施	派遣元責任者は組合との雇用関係が必要なため、組合への在籍型出向の就業形態を想定しています。

14

# 設立に向けた準備の状況について

## ■概要

地元の茶業者を中心とした事業者から、特定地域づくり事業協同組合制度の活用について相談があり、島田市、静岡県、中小企業団体中央会、事業者の4者で設立に向けた準備を行っているところです。

## ■工程表（イメージ）

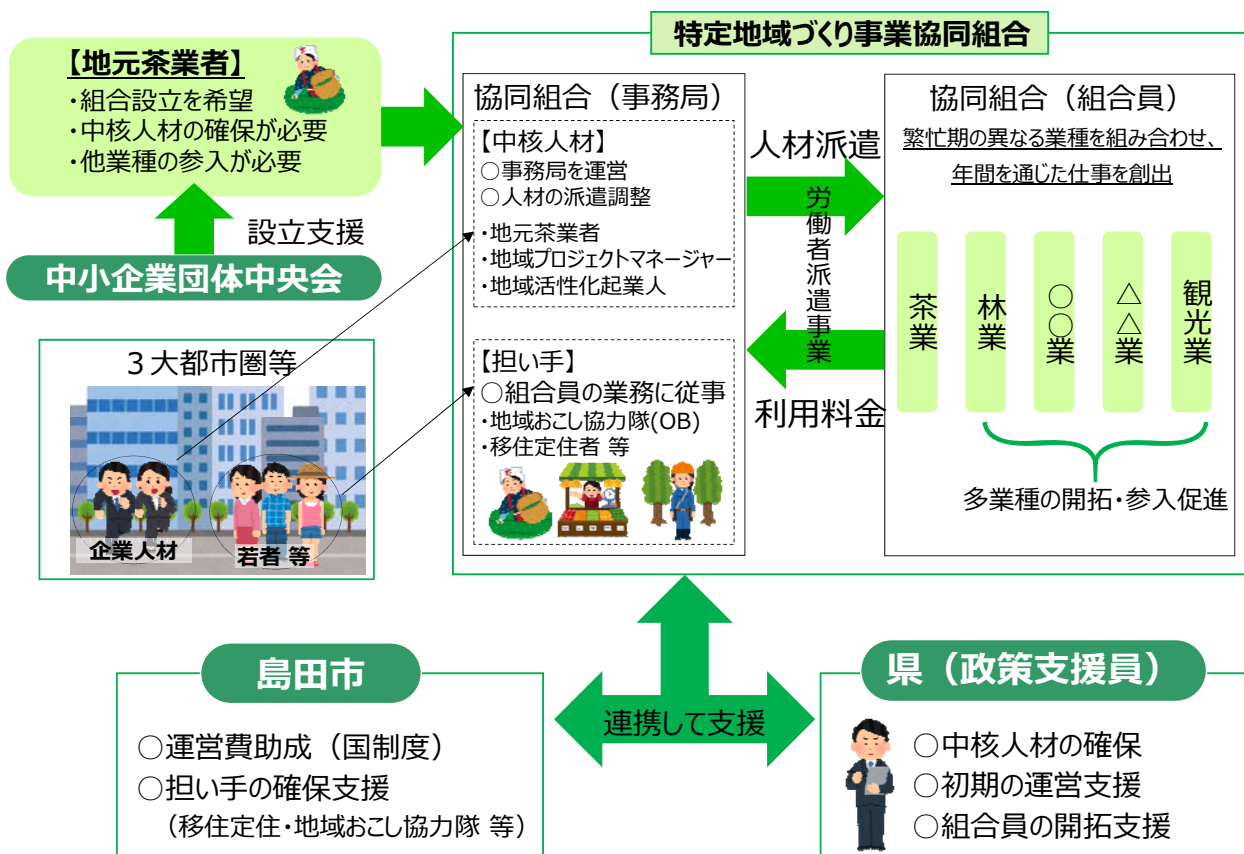
- ・組合の設立に向けた概ねの役割分担、進捗状況、スケジュールは17ページの「工程表（イメージ）」のとおりです。

## ■組合の発展イメージ

- ・上記の4者打ち合わせで県が説明した組合の発展イメージは、18ページの「組合の発展イメージ」とおりです。

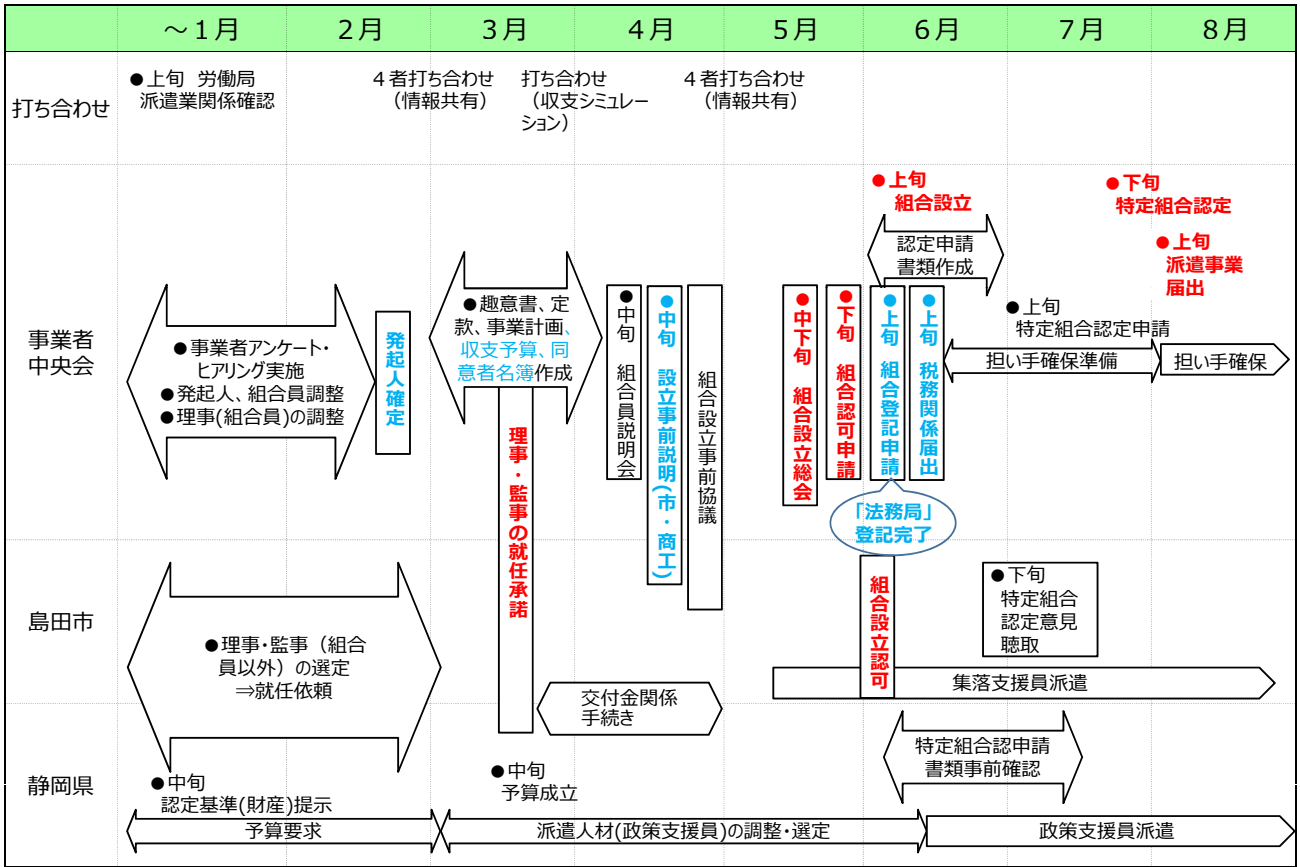
※組合の発展は、地域における担い手と安定的な雇用の確保、組合の自主財源の確保、組合の運営を通じた地域振興であり、当該イメージは、あくまで県が想定する1例です。

# 島田市川根地区の特定地域づくり事業協同組合





# 工程表 (イメージ)



# 組合の発展イメージ

